

PCB廃棄物の処理完了に向けた環境省の取組

令和3年10月
環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

PCB廃棄物の処理完了に向けた主な取組

- 都道府県市による掘り起こし調査の支援
- PCB廃棄物等の適正処理を促進する周知・広報
- 非自家用電気工作物の掘り起こしの徹底に向けた取組（別紙）
- 環境省地方環境事務所による自治体支援
- JESCOと連携した掘り起こし・総ざらい（資料2-2）
- PCB廃棄物の早期処理に向けた政府の率先実行の実施状況（資料2-3）
- 企業者等の負担軽減措置
- 中小日本政策金融公庫における貸付制度

都道府県市による掘り起こし調査の支援

- PCB廃棄物等の掘り起こし調査に際して、相談窓口の設置、専門家の現場派遣を実施。
(受託機関:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)

相談窓口

(1) PCB全般に関する 相談窓口の設置

- PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- 自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付

(2) 掘り起こし調査の 相談窓口の設置

- 調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

(3) 現地調査及び立入 検査の支援

- 自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行
- PCB含有の電気工作物の見分け方の説明、助言
安定器の設置場所、見分け方の説明、助言、調査の実演

専門家 派遣

(4) 自治体担当者向 け説明会

- 保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、
判別方法など、要望に合わせて調整

(5) 事業者向け説明 会

- 一般事業者、保管事業者を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、
判別方法など、要望に合わせて調整

- 掘り起こされた事業者に対して、自治体からの情報提供に基づきJESCOから登録を促す連絡を実施することで、登録・処理を促進。

PCB廃棄物等の適正処理を促進する周知・広報

(1) テレビCMによる全国的な広報

・令和3年10月～令和4年3月末の間に北海道、東京、豊田事業エリアで随時放映。

① PCB使用変圧器・コンデンサーの適正処理を促す内容

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

処分期間
令和4年3月31日まで

廃棄物の処理期限が迫っています

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

昭和28～47年に国内で製造された

変圧器 コンデンサー

PCB使用の可能性があります

処分期間 **令和4年3月31日まで**

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

中小企業等 処理費用の **70%軽減**

※個人の場合は、処理費用の95%を軽減

自治体の連絡窓口は **PCB** で 検索

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

期限内に処理しないと罰則も

3年以下の懲役 **1000万円以下の罰金**

※改善命令に違反した場合

処分期間 **令和4年3月31日まで**

② 照明器具のPCB使用安定器の適正処理を促す内容

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

処分期間
令和5年3月31日まで

廃棄物の処理期限が迫っています

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

昭和52年3月までに建てられた事業用建物の照明器具はPCB使用の可能性があります

害

※一般家庭用照明器具にはPCBは使用されていません

処分期間 **令和5年3月31日まで**

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

中小企業等 PCB処理費用の **70%軽減**

※個人の場合、処理費用の95%軽減

中小企業等 LED照明への交換費用 **33%軽減**

※PCB含有の調査費用は10%補助

自治体の連絡窓口は **PCB** で 検索

環境省 古い工場やビルをお持ちの皆様へ

期限内に処理しないと罰則も

3年以下の懲役 **1000万円以下の罰金**

※改善命令に違反した場合

処分期間 **令和5年3月31日まで**

(2) 事業者向け説明会の開催

・経済産業省と連携し、令和3年10月に全国5箇所(計5回)の現地説明会を開催。
・オンライン説明会の開催やweb上での質問受付を実施。

環境省地方環境事務所による支援①

- ・地方環境事務所においては、自治体や産業保安監督部との連携を強化し、技術的な支援を行うとともに、掘り起こし調査完了に向けた支援及び深堀や、JESCOへの登録支援等を行った。

(1) PCB全般に関する説明会等の開催

- ・事務所管内の自治体を集めた意見交換会等を開催。また、新任担当者に対する初任者研修や、機器の判別等に係る自治体向け勉強会を開催。
- ・産業保安監督部と連携し、電気保安協会等で講演会を実施。



(2) 技術的助言の実施

- ・判別不明安定器・非自家用機器について、産廃処理振興財団と連携しつつ自治体に対する画像・メール情報による判別支援等
- ・行政処分の各段階(改善命令・公告、代執行)に応じて自治体訪問等による協議を重ねて行程構築を支援。
- ・特別交付税措置や代執行に係るPCB処理基金の活用等、自治体の財政面に係る事項について助言や指導を実施。

(3) 現地調査等の支援

- ・自治体担当者の現地調査に同行。処理指導を支援。
- ・自家用電気工作物以外の索道(ロープウェイ)・電気軌道事業者を訪問ヒアリングし、掘り起こし調査を依頼。

(4) JESCO登録の支援

- ・面会拒否や一定期間以上手続きの進捗がない等事業者に対して、自治体と共にJESCO登録支援作業を実施。
- ・自治体と連携して大量保管事業者についてのヒアリングを実施し、JESCOへの照会等を実施



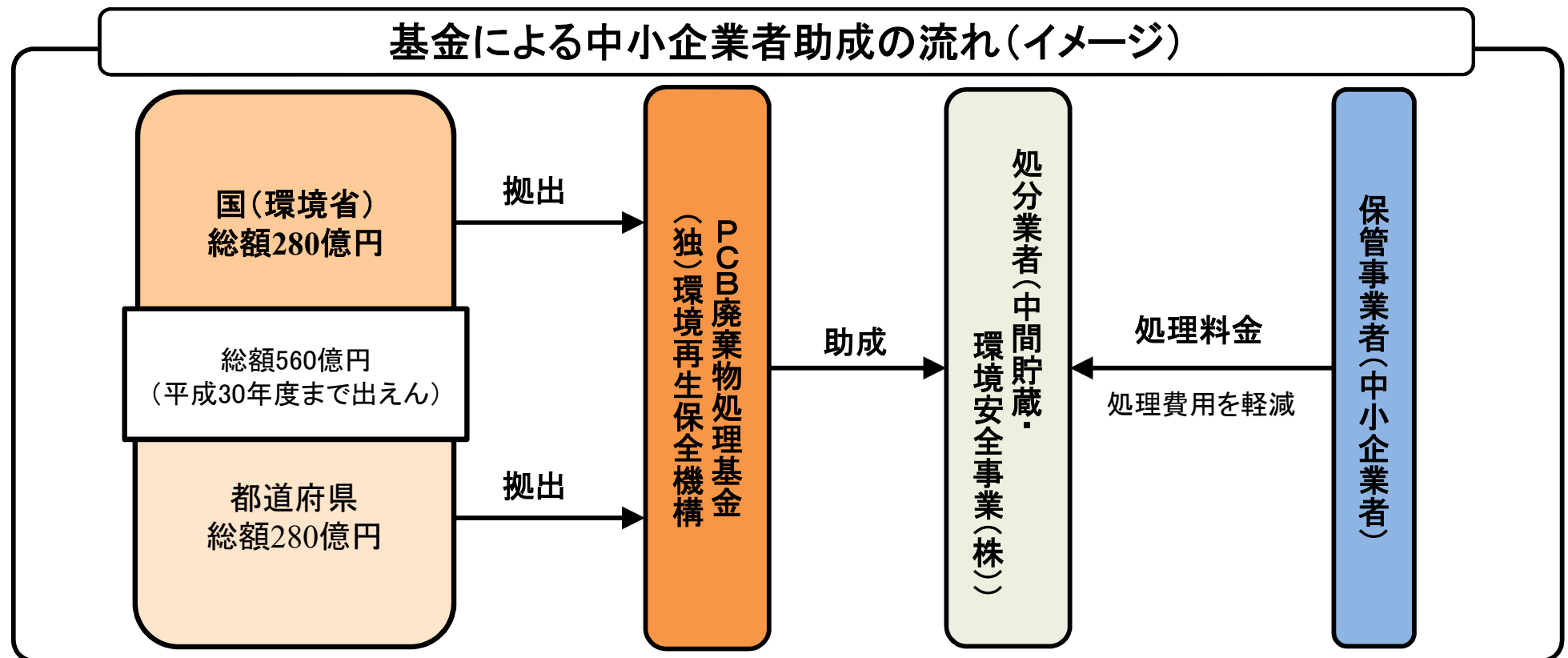
- ・廃業したホテルにおいて、保管事業者の不在による代執行を予定している案件のPCB使用安定器に係る現場確認を実施。
⇒PCB使用安定器合計11台を確認。



- ・旧市役所庁舎のPCB使用安定器に係る掘り起こし調査と取り外しの状況を確認。

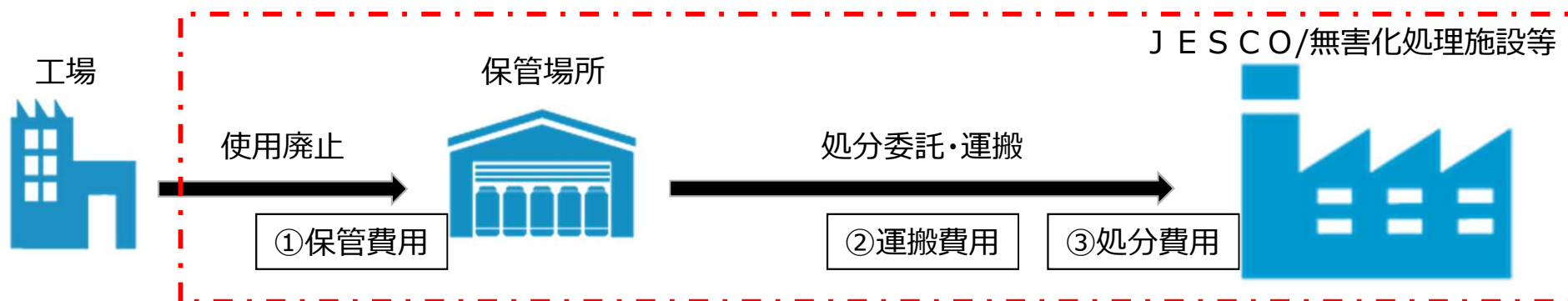
中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 収集運搬等及び処分に要する費用について、中小企業者等に対しては70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については95%を軽減。



日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していきつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
低濃度PCB：基準利率 1.21%～